

令和3年度版

# 飛騨市商工関連支援制度

飛騨市役所 商工課  
(令和3年4月1日現在)

	事業所向け	商店向け	制 度 名 称	頁	
補 助 金 制 度	●		・企業立地促進助成金制度	… 1	
	●		・固定資産税の課税免除特例制度	… 2	
	●		・企業振興条例制度	… 3	
	●		・工場適地移転事業奨励金及び利子補給制度	… 4	
	●		・女性社会進出促進補助制度	… 5	
	●		・高齢者・障がい者社会進出促進補助制度	… 6	
	●		・企業人材確保支援事業補助制度	… 7	
	●		・インターンシップ支援事業補助制度	… 8	
		起業したい方		・起業化奨励金制度	… 9
	●	●	・事業拡大認定制度	… 10	
	●	●	・起業・事業拡大促進補助制度	… 11	
	●	●	・中心市街地店舗拡大促進補助事業制度	… 12	
	●	●	・空き店舗等賃貸物件改修事業補助制度	… 13	
	●	●	・店舗リニューアル補助制度	… 14	
	●	●	・展示会等出展補助制度	… 15	
	●	●	・インターネット環境整備補助制度	… 16	
	●	●	・無線通信機器環境整備補助制度	… 17	
	●	●	・新商品開発補助制度	… 18	
	●	●	・飛騨市知的財産権取得促進補助制度	… 19	
	●	●	・外国人観光客受入促進事業補助制度	… 20	
	●	●	・電子決済端末導入促進補助制度	… 21	
	●	●	・商店街みだしなみ向上改修補助制度	… 22	
	●		・サテライトオフィス開設支援事業補助制度	… 23	
			・飛騨市無人航空機操縦資格取得補助制度	… 24	
●	●	●	・市民雇用奨励金制度	… 25	
	●	●	・トライアル雇用奨励金	… 26	
	●	●	・障がい者就業体験奨励金制度	… 27	
	●	●	・外国人技能実習生等雇用通訳支援事業補助制度	… 28	
	●	●	・外国人技能実習生等面接旅費等補助制度	… 29	
	●	●	・外国人技能実習生等の空き家等社宅化支援補助制度	… 30	
	●	●	・外国人技能実習生等就職奨励金	… 31	
		個人向け制度		・就職奨励金制度	… 32
	●	●	・飛騨市地域活性化人材受入支援事業助成金	… 33	
融 資 制 度	●	●	・小口融資制度	… 34	
	●	●	・中小企業経営安定資金融資制度	… 35	
	●	●	・マル経融資に対する利子補給制度	… 36	
	●	●	・岐阜県経営合理化資金等利子補給制度	… 37	
	●	●	・創業支援資金利子補給制度	… 38	
	●	●	・経営セーフティ共済の加入促進制度	… 39	
	個人向け制度		・勤労者向け融資制度（生活安定資金・住宅資金）	… 40	
相談	●	●	・飛騨市ビジネスサポートセンター	… 41	
発 信	●	●	・企業紹介サイト「企業ステーションH i d a」	… 42	
	●	●	・求人情報の発信	… 43	

# 飛騨市企業立地促進助成金制度

## 目的

本市における企業の立地を促進するため必要な助成措置を行うことにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。

## 対象者条件

次の2つの要件をいずれも満たすことが必要です。

- 投下固定資産総額が2700万円を超えること、または、固定資産等借上げの場合の年間借上料が240万円を超えること。
- 新設の場合、新規常時雇用従業員が5名以上であること。または、増・移設により、常時雇用従業員が5名以上増加すること。

(下表③雇用促進助成金は新規常時雇用従業員が1名以上の場合でも助成が受けられます。)



## 助成内容

助成の種類	助成の額	交付期間等
①事業所等立地助成金	投下固定資産取得価格の <u>100分の10</u> 以内の額 (上限 3 億円)	助成額 1 億円以上 2 億円未満の場合 2 年間分割交付
		助成額 2 億円以上の場合 3 年間分割交付
②事業所等設置助成金	投下固定資産に賦課された固定資産税納付額以内の額 (上限 年 5 千万円)	賦課開始後 10 年間 但し、税条例による減免措置摘要を受けた場合は 7 年間
③雇用促進助成金	新規雇用従業員数または、増・移設による増加従業員数× <u>20万円</u> ／人・年 (飛騨市民に限る)	5 年間
④事業所等借上助成金	年間借上料の <u>100分の50</u> 以内の額 (上限 年 2 千万円)	5 年間

## 申込み方法

- 直接右記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～市内の企業立地に対し、3年間の固定資産税免除期間を設けます～

# 飛騨市固定資産税の課税免除特例制度

## 目的

主に製造の業種で施設・設備の新設・設置・増設をされた場合に、飛騨市固定資産税の課税を免除し、事業拡張を検討する企業や市内進出企業を応援します。

## 対象者条件

下記の二つの減免制度があります。

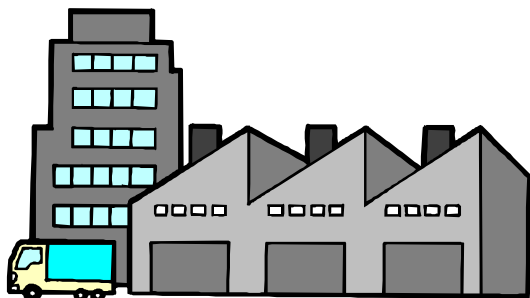
制度名	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例
対象業種	製造業、農林水産物等販売業、旅館業	指定無し
対象地域	飛騨市全域 (※過疎地域指定)	飛騨市全域 (※自然公園区域等除く)
対象施設	新設又は増設した当該事業の用に供する機械及び装置(製造の事業に限る。)又は建物及びその敷地である土地(土地取得後1年以内に建物の建設着手があったものに限る)で投下固定資産額 2,700 万円を超える額	岐阜県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従う特定事業のための施設に用いる家屋若しくは構築物又は土地(土地取得後1年以内に建物の建設着手があったものに限る)で投下固定資産額 1 億円(一部業種は 5,000 万円)を超える額
免除期間	最初に課税されることになる年度から3年度分	

## 申込み方法

- ・直接右記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市税務課】

☎ 0577-73-3742



～企業立地地域の環境保全及び雇用促進を推進します～

# 飛騨市企業振興条例制度

## 目的

商工業者の自主的な経営を助長し企業立地地域の環境の保全及び雇用の促進等を推進するために必要な措置を講ずることにより、商工業の振興を図ります。

## 対象者条件

下記の対象施設を新設、増設等新たに取得する者

(1) 工場	製造業の用に供する土地、建物、機械装置(以下「施設」という。)を設備し、製造・加工又は修理作業を行うに必要な施設。
(2) 共同店舗	2人以上の市内事業者が共同して行う共同店舗の設置に係る施設。
(3) 余暇利用施設	スポーツ活動に必要な施設。
(4) 指定施設	下記の施設 ア 産業公害防止施設 岐阜県公害防止条例第5条に規定する公害の防止を目的とする施設 イ 従業員福利厚生施設 ウ 産業廃棄物処理施設 エ 工場立地法等に基づく環境施設

## 助成内容

上記の対象施設で、取得価格が1年間で500万円を超える場合、3年間下記の奨励金を交付します。

(1) 新設又は増設のために要した取得価格に対する固定資産税相当額(その額が300万円を超える場合は300万円)

(2) 固定資産税の評価の対象とならない施設については、取得価格の4分の1以内で市長が定める額。ただし、その額が150万円を超える場合は150万円。

※ 取得土地：その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。

※ 機械装置：買い替えは除く

## 申込み方法

・直接右記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～市街地の健全な発展及び工場適地への誘導を図ります～

# 飛騨市工場適地移転事業奨励金及び利子補給制度

## 目的

製造業を営む既存工場が市街地から飛騨市工場適地等へ移転をする事業者に対し、奨励金を交付、又は設備資金として金融機関から融資を受けた資金に対して支払った利子の一部を補給し、市街地の健全な発展及び工場適地への誘導促進を図ります。

## 対象者条件

対象となるのは市街地（※1）から飛騨市工場適地等（※2）へ移転する施設等（※3）です。

※1「市街地」とは、都市計画法に基づく用途地域で次に掲げるもの。

(1)第1種住居専用地域 (2)第2種住居専用地域 (3)住居地域 (4)近隣商業地域 (5)商業地域

※2「工場適地等」とは、次に掲げるもの。

- (1) 工場立地法に基づく工場立地調査簿に記載された土地
- (2) 都市計画法に基づく用途地域内の工業地域及び準工業地域に指定された地区
- (3) 農村地域工業等導入促進法第5条の規定に基づく工業等導入地区に指定された地区

※3「施設等」とは、次に掲げるもの。

(1)工場敷地造成 (2)工場建物 (3)新設の機械及び装置 (4)従業員送迎用バス

## 助成内容

移転する施設等の設置に要する経費が500万円以上1億円未満であるもの(1億円以上は、1億円)について、その額の100分の3に相当する額を奨励金として交付します。

### (設備資金の利子補給)

移転に際し設備資金として金融機関から融資を受けた場合、その資金に対して支払った利子の一部を補給します。

借入対象額：1億円を限度

利子補給の率：毎年貸付基準日現在の残高に対し、年利3パーセント以内

(ただし、借入利率が年3パーセントに満たない場合は、当該借入利率を利子補給の率)

利子補給の期間：融資実行月から3年以内

## 申込み方法

・直接右記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～女性が働きやすい職場環境を整える事業所を支援します～

# 飛騨市女性社会進出促進補助制度

## 目的

市内事業所等に勤める女性社員が、産前産後休業、育児休業、介護休業等で退職することなく、安心して働くことのできる職場環境を整え、女性の社会進出に必要な体制整備ならびに地位向上を推進し、これまで眠っていた労働力を掘り起こすことで、市内経済の活性化につなげることを目的とします。



## 交付対象者

- 各事業所等が、女性が働きやすい職場環境となるよう独自の取り組みを計画して、「女性社会進出促進宣言書」として市長に提出し、その内容を認められたもの。

## 事業内容

助成の種類	補助金額
① 働く女性の職場環境改善に伴う設備改修 ・女性用トイレ改修 ・女性用更衣室の設置 など	対象事業経費の1/2以内  (上限100万円)
② 事業所内託児所の開設・運営 ・施設改修 ・保育士賃金 など	
③ 産休・育休、介護休業などに伴う臨時社員の雇用費用 ・パート賃金、その他手当 など	
④ 女性を管理職に登用するために必要となる研修費用 ・研修会の受講費用 ・講師派遣費用 など	

## 申込み方法

- 直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～高齢者、障がい者が働きやすい職場環境を整える事業所を支援します～

# 飛騨市高齢者、障害者社会進出促進補助制度

## 目的

高齢者、障がい者の社会進出を促進するため、事業者が行う雇用環境整備事業を支援します。

## 交付対象者

- 各事業所等が、高齢者、障がい者が働きやすい職場環境となるよう独自の取り組みを計画して、「飛騨市高齢者、障害者社会進出促進宣言書」として市長に提出し、その内容を認められたもの。

## 事業内容

助成の種類	補助金額
高齢者、障がい者の職場環境改善に伴う設備改修 ・トイレのバリアフリー化改修 ・スロープの設置 など	対象事業経費の1/2以内  (上限100万円 1,000未満切捨て)
高齢者、障がい者を登用するために必要となる研修費用 ・研修会の受講費用 ・講師派遣費用 など	

## 申込み方法

- 直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901



# 飛騨市企業人材確保支援事業補助制度

## 目的

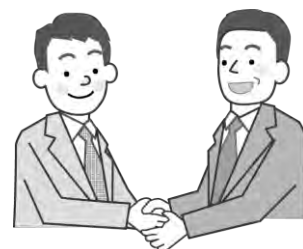
市内企業の中では、優れた技術を持っているにもかかわらず、技術を継承する社員が見つからないなど、雇用情勢に悩んでいる企業がたくさんあります。また、一方で、飛騨地区へのUターンを検討していても、直接飛騨に足を運ぶことができずに、飛騨の企業情報に触れる機会の少ない求職者もいます。

そこで、市内事業所における労働力の確保を目的として、市外で開催される就職説明会及び就職フェアに出展する場合、就職情報ポータルサイトに掲載する際に、必要となる経費を一部補助します。

## 対象者条件

市内に事業所を有する法人または個人で、次の条件をすべて満たすこと

- ・市税を完納し、採用に関する権限を有していること
- ・補助対象経費が10万円（消費税込）以上であること
- ・市内事業所における労働力の確保を目的として出展すること



## 助成内容

事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
就職フェア 出展事業	①会場費…会場借上げ料、出展小間料等 ②輸送費…資材等を会場に輸送する際の外注経費等 ③広報宣伝費…配布する目的で新規に作成するパンフレット、展示パネル、PR資材の経費等	補助対象経費 の2分の1以 内	上限：30万円 下限：5万円  同一年度で2回 まで利用してい ただけます。
就職情報ポ ータルサイ ト	掲載費 就職情報サイトに掲載するために必要な費用 (基本料金、オプション機能等)		

## 申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～インターンシップを通じて、自社企業のPR及び労働者確保を目指す事業者を応援します～

# 飛騨市インターンシップ支援事業補助制度

## 目的

就労体験を受け入れる事業者を支援することで、将来の飛騨市を担う若者の地元への就職及び定住を促進することを目的とします。

## 対象者条件

### 対象となる方

- (1) 市内に事業所を有する個人または法人で、実習生とは雇用関係にないこと。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) インターンシップを目的としていること。
- (4) 市内の事業所等で実施するものであること。

### 対象となる経費

インターンシップを実施し、事業者が負担する滞在費など以下について補助する。

- (1) 市内の賃貸住宅・借家等の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料及びハウスクリーニング料。(ただし、事業者が自ら所有する社宅、社員寮は除く)
- (2) 市内宿泊施設の宿泊料
- (3) 公共交通機関の往復交通費
- (4) インターンシップのマッチングサイトやコーディネーター等に係る費用
- (5) その他特に市長が必要と認めたもの

## 助成内容

- ・(1)(2)は対象経費の1/3以内 1,000円未満切り捨て
- ・(3)は対象経費の1/2以内 1,000円未満切り捨て(上限3万円)
- ・(4)は対象経費の1/2以内 1,000円未満切り捨て(上限20万円)

※1回の申請につき、60日を限度

## 申込み方法

申請書に下記の書類を揃え、商工課窓口、又は各振興事務所へ提出ください。

- (1) 飛騨市インターンシップ受入調書
- (2) 補助対象経費を明らかにする書類
- (3) 実習生の身分を明らかにする書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～市内における持続可能な起業需要を後押しし、地域経済の活性化を図ります～

# 飛騨市起業化奨励金制度

## 目的

飛騨市を拠点とし新たな事業を創出する起業化を行い、かつ岐阜県制度融資「創業支援資金」を利用された方へ起業化奨励金を交付することにより、地域に根差した持続的な起業を後押しし地域経済の活性化を図ります。

## 対象者条件

飛騨市に拠点を置いて、新たな事業を創業・起業する個人、中小企業者等で、次の条件を全て満たしているもの。

- ・融資期間3年以上の岐阜県制度融資「創業支援資金」を利用していること
- ・「創業支援資金」の借入から3年間の継続した営業が確認でき、今後も飛騨市内で営業を続ける意志があること
- ・「創業支援資金」の借入から毎年、飛騨市ビジネスサポートセンターの経営指導を受けていること
- ・販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・市税等を完納していること

## 助成内容

### ■起業化奨励金事業

「創業支援資金」融資の当初借入金額の2/3（上限100万円）を、借入から3年間経過後に奨励金として交付します。

※正社員を1名以上雇用し、地域の雇用を創出している場合は上限額が150万円となります。

※借入から3年間経過後に、起業化奨励金交付申請書を提出する必要があります。

※「創業支援資金」融資については、支払利子を3年間補給する市の「創業支援資金利子補給制度」を利用可能です。詳細は当該ページをご確認ください。

## 申込み方法

事前に飛騨市ビジネスサポートセンター（予約制：0577-73-2624（古川町商工会））へご相談の上、「創業支援資金」借入後3ヶ月以内に起業奨励金利用届を商工課窓口までご提出ください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～事業の拡大に取り組む方を市で認定し、補助制度の優遇により経済の活性化を図ります～

# 飛騨市事業拡大認定制度

## 目的

飛騨市を拠点とし市内における新たな事業所を設置、または自らが経営する事業とは異なる新事業への展開など、事業拡大を企図する方を市で認定することにより、飛騨市商工業活性化包括支援事業の補助率を引き上げ、事業拡大を促進させるとともに地域経済の活性化を図ります。

## 対象者条件

申請時点で飛騨市に拠点を置く個人、中小企業者で、次の条件を全て満たしているもの。ただし、大規模店舗、フランチャイズ店舗等は除きます。

- ・自らが経営する中核事業とは別に新たな事業を興そうとするもの又は市内における事業拠点とは別に市内に新たな事業拠点を設けようとするもの
- ・事業拡大に関し、飛騨市ビジネスサポートセンターの経営指導を受けていること
- ・販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・市税等を完納していること

## 助成内容

- ・飛騨市事業拡大認定通知発行後1年間、下記に示す補助制度の補助率が10/10となります。

■展示会等出展事業

■インターネット環境整備事業

■無線通信機器環境整備事業

■新商品開発事業

- ・飛騨市起業・事業拡大促進補助制度が利用可能となります。

※各制度詳細は当該ページをご確認ください。

## 申込み方法

事前に飛騨市ビジネスサポートセンター（予約制：0577-73-2624（古川町商工会））へご相談の上、飛騨市事業拡大認定申請書に必要な添付書類を付して商工課窓口までご提出ください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

# 飛騨市起業・事業拡大促進補助制度

## 目的

起業及び事業拡大に伴う販路開拓に取り組む事業者の方へ、広告宣伝費の一部を補助することにより新事業のスタートを円滑化させ、もって事業の安定化を図ります。

## 対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者。ただし、大規模店舗、フランチャイズ店舗等は除きます。

- ・ 起業もしくは事業拡大に関し、飛騨市ビジネスサポートセンターの相談及び指導を受けていること
- ・ 販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・ 市税等を完納していること

## 助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 施設内外に設置される看板又は案内表示の作成事業。ただし、基礎を伴うような大型看板を除く。 (2) パンフレット・リーフレット等を配布するのに必要な、事業者へ委託するための費用 (3) 月刊誌などに広告を掲載するための費用 (4) その他販売促進に資すると市長が認める事業	補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費 (1) デザイナー等への謝金 (2) 印刷費 (3) 委託料 (4) 設置工事費 (5) 配布費用 (6) 広告宣伝費 (7) その他、市長が認めるもの	1事業につき、補助対象経費の10分の10（1,000円未満の端数は切り捨て）を補助するものとし、10万円を限度とする。ただし、補助金額が1万円に満たない場合は補助しないものとする。	補助対象事業者が申請できる回数は、1事業者あたり1回限りとする。

※下記のものは対象となりません。

- ・ 備品、汎用性の高い消耗品類（例）家庭用プリンター用インク、印刷用紙、パソコン、カメラ等
- ・ 切手、葉書及び特定封筒の購入費

## 申込み方法

- ・ 飛騨市ビジネスサポートセンター（予約制：0577-73-2624（古川町商工会））の指導及び相談を受けた上で、同センターが発行する意見書を付して、事業着手（事業経費の事前支払も含む）前に申請書を市役所商工課までご提出ください。実施後、購入後の事後申請はできません。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901

～二号店、三号店の出店を支援します～

# 飛騨市中心市街地店舗拡大促進補助制度

## 目的

飛騨市を拠点とし、現在事業を行っている店舗とは別に新たな店舗を中心市街地に開設しようとする者を支援し、飛騨市の経済の発展に寄与することを目的とします。

## 対象者条件

飛騨市に拠点をおき、既存事業を規模拡大するため新たに出店する個人、中小企業者、NPO法人等で新規出店計画の認定を受けた方。ただし、補助金の交付を受けた日から3年間は当該事業活動を行うと共に、その活動を第三者に譲渡又は転貸してはいけません。

※市税等に未納がないこと。

※農業、林業、漁業を主たる事業とする方、フランチャイズ経営の場合等、一部対象外事業があります。

※新規出店計画の認定

事業開始前（備品購入前、建物修繕前）に支援機関（商工会、金融機関等）と相談し、新規出店計画書を作成の上、市に提出します。市にてその内容の審査を行い認定の可否を決定いたします。

## 助成内容

### ■新店舗出店支援補助事業

新店舗出店に必要な直接経費を補助します。

補助対象経費の2/3以内に相当する額（上限額100万円）

### ■店舗等賃借料補助事業

事業拠点となる店舗等の賃借料を対象経費とし、1/3以内に相当する額を開業後の24ヶ月間補助します。

（※年度における上限額は20万円で、複数年度にまたがる場合は合計で40万円が上限となります）

## 申込み方法

事前に商工課窓口、又は各振興事務所にお越しいただき、ご相談ください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～空き店舗の活用を図る建物所有者の方を支援します～

# 飛騨市空き店舗等賃貸物件改修事業補助制度

## 目的

空き店舗の所有者が予め店舗等の改修を行い、空き店舗を活用し新たに事業を興そうとする起業者に既存の空き店舗の活用を促すことで、空き物件の解消と商業の活性化、にぎわいの創出を図ることを目的とします。

## 対象者条件

### 対象店舗

- ・現在営業していない店舗（または、近く営業しなくなる予定のもの）

### 対象者条件

- ・市内に住所を有する個人又は法人
- ・空き店舗の所有者で、賃貸物件として活用するために改修を行うこと。
- ・市税等滞納がないこと。
- ・当該空き店舗において、起業化支援、リニューアルその他の市の支援制度を受けていないこと。

### 対象となる工事内容など

- ① 店舗改修工事費用が、10万円（消費税抜き）以上であること。
- ② 市内に本社もしくは支店・営業所を有している法人又は、市内に住所を有する個人事業主が施工するリニューアル工事であること。

## 助成内容

- ・補助対象工事費の1/2以内とし、限度額150万円

## 申込み方法

工事着手する前に下記の書類を揃え、商工課窓口及び各振興事務所へ提出ください。（事前審査には2週間程度を要しますので、余裕をもって申請願います。）

- ・店舗改修にかかる詳細な見積書
- ・補助対象工事の内容がわかる図面
- ・対象工事を行う店舗全体及び工事施行箇所の工事着工前の写真
- ・登記簿謄本等店舗の所有者等であることが証明できる書類の写し
- ・事業拠点（店舗）の位置図
- ・他の制度を併用して申請する場合は、その制度の申請書の写し
- ・その他市が必要とする書類

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～既存の店舗をリニューアルすることで売上拡大にチャレンジする事業者を支援します～

# 飛騨市店舗リニューアル補助制度

## 目的

新型コロナウイルスによる影響の中、新事業への進出や業種転換に対応する店舗改装を促すことで、持続的な店舗の発展と商業の活性化を図ることを目的とします。

## 対象者条件

### 対象店舗

- ・市内で1年以上営業している直接顧客と対面する商売をおこなう小売業、飲食業及びサービス業

### 対象者条件

- ・市内に住所を有する個人又は法人
- ・過去3年間に起業・空き店舗活用・創業支援等にかかる市の支援制度を受けていないこと。
- ・市税等滞納がないこと。
- ・周辺と調和のとれた街並み景観の形成（飛騨市都市景観条例の規定を順守）に努めること。

### 対象となる工事内容など

- ① 主に接客に要する店舗部分の改造、改装に要する経費（備品購入費や設備は除く。）とし、市が認める範囲。
- ② リニューアル工事費用が、30万円（消費税抜き）以上であること。
- ③ 市内に本社もしくは支店・営業所を有している法人又は、市内に住所を有する個人事業主が施工するリニューアル工事であること。

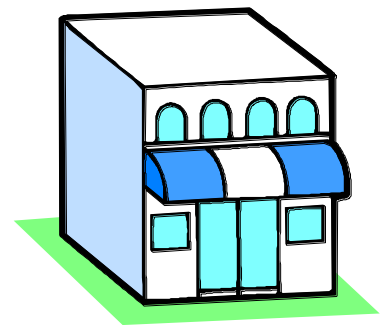
※老朽化した部分の維持管理修繕や、申請者自らが行う工事業者を伴わない機器、設備等の購入及び設置工事など、対象とならない工事があります。詳細は商工課窓口までお問合せください。

## 助成内容

- ・補助対象工事費の1/2（通常1/3）以内とし、限度額100万円（市が認める宿泊業については上限150万円）

## 申込み方法

- ・事業に着手（事前経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。（事前審査には2週間程度を要しますので、余裕をもって申請願います。）



【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901



～全国市場へ展開しようとする意欲ある事業者を応援します～

飛騨市商工業活性化包括支援事業

## 飛騨市展示会等出展補助制度

### 目的

優れた商品(製品)を持ちながら、市場を拡大したいが経費等の不安から新たな販路開拓に躊躇している商工業者は市内に多数存在しています。

そこで、販路開拓に意欲的に取り組む市内商工業者を支援するため、他企業との商談や新しい顧客の発掘に挑み、全国市場への足がかりを積極的に探し出そうとする意欲ある事業者を応援します。

### 対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者

- ・市税を完納していること。
- ・販売する商品などが公序良俗に反しないこと。

※4半期毎に1回の申請が可能です。

### 助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
展示会等 出展事業	市外で行われる会場費が必要な展示会 や商談会等の出展に要する経費 ・会場費（会場借上料、出展小間料） ・出展に必要な装飾工事、電気工事 及び機器等のレンタル経費 ・出展する催事規模に相応する広告 宣伝費  ※販売収入が発生する場合は、対象外。	補助対象経費の2 分の1以内	上限：30万円 下限：なし  ※4半期毎に1回の 申請が可能です。

### 申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～商品または自社の PR をもって活性化させようとする事業者を応援します～

飛騨市商工業活性化包括支援事業

# 飛騨市インターネット環境整備補助制度

## 目的

優れた商品や製品を広く周知させるため、インターネットを活用した商品販売や自社の PR を行い、全国市場への足がかりを積極的に探し出そうとする意欲ある事業者を応援します。

新型コロナウイルス感染症の影響により店頭での売上が減少している事業者を支援するため、令和2年4月より補助限度額を引き上げ（旧：30万円⇒新：50万円）ております。

## 対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者

- ・市税を完納していること。
- ・販売する商品、サービスが公序良俗に反しないこと。

## 助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
インターネット環境整備事業	インターネット環境整備に要する下記の費用で市が認める範囲とする。 ただし、機器に関する費用は対象外。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページの新規作成</li><li>・ホームページのリニューアル経費（外国語対応など何らかの機能強化を原則とする）</li><li>・インターネット上に商品の販売サイトを構築する経費</li><li>・その他市長が認めるもの</li></ul>	補助対象経費の 2分の1以内	上限：50万円 ※1年度に2回までの申請が可能です。

## 申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～無料 Wifi スポットを整備することで、お客様の利便性を向上させる事業者を応援します～  
飛騨市商工業活性化包括支援事業

# 飛騨市無線通信機器環境整備補助制度 (公衆無線 LAN)

## 目的

公衆無線 LAN を整備し、商店へのお客様や外国人観光客など多くの方に無料でインターネットをご利用いただける環境を整えることで、商業活性化を図ります。

特に飛騨市内の商店街や観光客が訪れるエリアでは、どこでもインターネットが使用できる環境を目指すものです。

## 対象者条件

市内にて営業する店舗又は商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者

- ・多くの方にご利用いただけると市が認める場所であること。
- ・市税を完納していること。

## 助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
無線通信機器 環境整備事業	観光客又は来客者の利便性向上のための無線通信機器環境整備に必要となる下記の費用で市が認める範囲とする。 <ul style="list-style-type: none"><li>・通信機器の購入</li><li>・接続に必要な電気工事等</li><li>・導入にかかる初期投資経費</li><li>・その他市長が認めるもの</li></ul>	補助対象経費の2分の1以内 (市が指定するSSIDを使用する場合は、3分の2以内)	上限：30万円 下限：なし

## 申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～新商品を開発し販売することで、商業活性化を図る事業者を応援します～

飛騨市商工業活性化包括支援事業

# 飛騨市新商品開発補助制度

## 目的

飛騨市ならではの土産品、工芸品などになりうる新商品を積極的に開発し販売しようとする事業者を支援することで、更なる商業の活性化を図ります。

## 対象者条件

市内にて経営する店舗又は商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている者

- ・農林水産加工品、工芸品等の新商品開発者として市が認める者であること。
- ・新商品の販売者（予定者）であること。
- ・市税を完納していること。

## 助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
新商品開発事業	新たに製造し販売を予定する農林水産加工品、工芸品等商品の開発研究費かつ初回生産に必要となる下記の経費で市が認める範囲とする。 ア. 原材料費 イ. アドバイザー費用 ウ. 加工委託費 エ. 成分分析費 オ. パッケージデザイン料 カ. 広告宣伝費 キ. マーケティング費 ク. その他市長が認めるもの	補助対象経費の 2分の1以内 （「飛騨市薬草ビレッジ構想推進プロジェクト」や「飛騨えごまの里プロジェクト」等に呼応する新商品については、3年間に限り3分の2以内）	上限：50万円 下限：なし  ※年度毎に2回まで申請が可能です。

## 申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～知的財産権の取得を目指す事業者を応援します～

飛騨市商工業活性化包括支援事業

# 飛騨市知的財産権取得促進補助制度

## 目的

近年、インバウンド観光客の増加に伴い、外国人が地方の商品やサービスに触れる機会が増えつつあります。そこで、飛騨市内の事業者の知的財産を保護、権利化することにより、事業者等の競争力を強化し、本市における産業の振興及び地域経済の活性化を目的とします。

## 対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有し、かつ市内に本店登記を置く商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者。

- ・市税を完納していること。
- ・販売する商品などが公序良俗に反しないこと。

## 助成内容

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
対象 経費	・出願料 ・電子化手数料 ・審査請求料 ・出願に係る弁理士 費用	・出願料 ・電子化手数料 ・審査請求料 ・出願に係る弁理士 費用	・出願料 ・電子化手数料 ・出願に係る弁理士 費用	・出願料 ・電子化手数料 ・出願に係る弁理士 費用
補助率	補助対象経費の2分の1以内			
上限額	上限：10万円			

※上記のほか、地理的表示保護登録に係る事業も対象となります。

## 申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～多言語化により、外国人観光客の前向きな受入を行う事業者を応援します～

# 飛騨市外国人観光客受入促進事業補助制度

## 目的

看板やウェブサイト、メニューやパンフレット等について多言語化を行い、外国人観光客に対して優しい環境を整えることで、外国人観光客の受け入れ態勢の強化を図ります。

## 対象者条件

市内に事業所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者

- ・外国人観光客が観光目的で利用できる施設に関するものであること
- ・市税等を完納していること。

## 助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 施設内外に設置されている看板又は案内表示の多言語化事業。ただし、基礎を伴うような大型看板は除く (2) 事業者自ら開設するウェブサイトの多言語化事業 (3) 商品表示又はメニューの多言語化事業 (4) 施設等を紹介するパンフレット、リーフレットその他印刷物の多言語化事業 (5) その他外国人観光客の受入促進に資すると市長が認める事業	補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費 (1) 専門家又はデザイナー等の謝金 (2) 印刷費 (3) 翻訳料 (4) 委託料 (5) 設置工事費 (6) その他、補助事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの	一事業につき、補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）を補助するものとし、10万円を限度とする。ただし、補助金額が1万円に満たない場合は補助しないものとする。	一補助対象事業者が申請できる回数は、補助対象事業に掲げたそれぞれの区分につき1回限りとする。ただし、市内に複数の事業所又は店舗を有する事業者にあつては、事業所又は店舗ごとに1回限りとする。

## 申込み方法

- ・事業に着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～電子決済端末を導入する店舗等に対し、係る費用の一部を補助します～

飛騨市商工業活性化包括支援事業

## 飛騨市電子決済端末導入促進補助制度

### 目的

市内商店等の電子決済端末（※）の導入を促進し、海外や都市部からの観光客及び市民が快適に買物できる環境を整え、経済の活性化に資することを目的とします。

（※）対象となる電子決済端末…下記①～③のいずれかに該当するもの

- ① クレジットカード決済が可能な端末
- ② 電子マネー決済が可能な端末
- ③ ①及び②の機能を有する端末



### 対象者条件

#### 対象となる方

- ・市税に未納が無く、市内で飲食店、小売店、観光施設、宿泊施設、サービス業などを営む事業者。
- ・フランチャイズ経営でないこと。

#### 対象要件など

- ・市内に複数の事業所、店舗又は売場を有する場合、事業所、店舗又は売場ごとに対象
- ・既に電子決済端末を導入している場合は、新たに導入する端末のみを対象

### 助成内容

- ・電子決済端末導入時の費用を補助（1台につき限度額5万円）
  - ◎導入費用とは、端末費用及び販売促進用の物品購入費を指します。（税込）

### 申込み方法

事業に着手する前に、商工課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～商店街のシンボルであるアーチ等の設備改修を支援します～

飛騨市商工業活性化包括支援事業

## 飛騨市商店街みだしなみ向上改修補助制度

### 目的

長年商店街のシンボリック的存在であったアーチやアーケード等の改修にかかる費用を補助し、誰もが訪れたいくなるような魅力的な商店街復活支援します。

### 対象者条件

#### 対象者条件

- ・市内の商店街発展会等、地域的に組織され、旧来から実績のある団体

#### 対象となる工事内容など

- ① 既に商店街等に設置されているアーケード、アーチの修繕や街路灯、スピーカー等の修繕等。

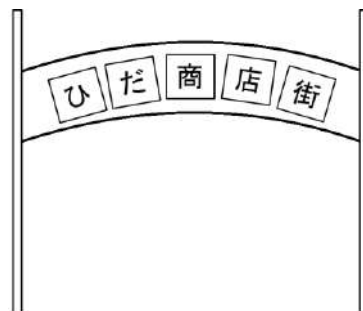
### 助成内容

- ・補助対象工事費の1/2以内とし、限度額50万円

### 申込み方法

補助金交付申請書に下記の書類を揃え、商工課窓口及び各振興事務所へ提出ください。

- ・改修前の写真
- ・改修に係る見積書等
- ・その他市が必要とする書類



【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901



～with コロナ、after コロナ時代におけるサテライトオフィスの開設を支援します～

# 飛騨市サテライトオフィス開設 支援事業補助制度

## 目的

新型コロナウイルス感染症に対応する新しい生活様式の1つとして、サテライトオフィスを開設することにより感染症拡大の防止を図り、多様な働き方を実現する企業を応援します。

## 対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有する法人で、次の条件をすべて満たしている事業者。

- 販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- 市税等を完納していること
- 5人以上の従業員を雇用している事業者であること
- 新設するオフィスに、従業員を1名以上配置すること
- 補助金交付決定後、新設するオフィスを3年間以上継続使用すること

## 助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
サテライトオフィス開設 支援事業	補助対象事業の実施に要する 次に掲げる経費 (1) 建物改修費用 (2) インターネット等の配 線工事に係る費用 (3) ルーター購入費 (4) 新設するサテライトオ フィスへの備品の搬入費用 (5) その他、市長が認める もの	1事業につき、補助 対象経費の2分の1 (1,000円未満の 端数は切り捨て)	上限：100万円

※上記補助対象経費に記載のない備品購入（例：パソコン、机等）その他の費用は補助対象外です。

## 申込み方法

- 事業着手前（事業経費の事前支払も含む）に、サテライトオフィス設置計画書及び必要な添付書類を提出してください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901

～ドローンの操縦資格を取得して、産業への活用を目指す事業者を応援します～

# 飛騨市無人航空機操縦資格取得補助制度

## 目的

飛行ドローンの操縦技術の向上、安全管理の習得をし、市内産業における飛行ドローンの利活用を推進する事業者等を支援することで、新産業の創出、作業の効率化などによる産業の発展を目的とします。

## 対象者条件

### 対象となる方（全て該当）

- (1) 市内に事業所を有する個人または法人。
- (2) JUIDAが認定した研修機関で無人航空機操縦技能講習を受講し、資格を取得しようとする者。
- (3) 資格取得後、無人航空機を利用して市の産業の発展、効率化に取り組む意思のある者。
- (4) 資格取得に関し、他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定ではない者。

### 対象となる経費

- (1) 無人航空機操縦技術講習の受講料
- (2) 入学金

## 助成内容

- ・対象経費の1/2以内（上限15万円）

## 申込み方法

講習の受講前に申請書に下記の書類を揃え、地域振興課窓口、又は各振興事務所へ提出ください。

- (1) 資格を取得する意思の確認できる書類
- (2) 経費を確認できる書類

【お問い合わせ先 飛騨市地域振興課】

☎ 0577-62-8904

～若年者の雇用促進を図る事業者を応援します～

# 飛騨市市民雇用奨励金制度

## 目的

市内事業所における雇用を促進するため、市民を雇用した事業所へ奨励金を交付します。

## 対象者条件

下記に該当する方を、引き続き1年以上同一事業所に常用労働者として雇用する必要があります。  
当奨励金の対象とならない業種があります。(※)

区 分	要 件
①学卒者等就職者	中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、 3年以内に飛騨市民として就職した方。
②Uターン就職者	飛騨市に転入と就職を1年以内に行い、就職時の年齢が満45歳以下の方。

- ◎ 時間計算の給与従業員（パート、アルバイトなど）を除きます。
- ◎ 同奨励金の対象となれる労働者は1人1回となります。
- ◎ 非正規雇用の場合等をご相談ください。

### (※) 対象とならない業種

金融・保険業、公務、通信業、放送業、鉄道業、郵便業、協同組合業、政治・経済・文化団体業など

## 助成内容

- 要件を満たす市民を雇用した事業所に、対象労働者1人につき10万円を交付します。

## 申込み方法

市民雇用奨励金交付申請書に以下の書類を添付し提出願います。

- ア) 住民票 イ) 1年以上雇用されていることの証明ができる書類 ウ) 健康保険証の写し
- エ) 学卒等就職者の場合は、そのことを証明できる書類 オ) 納税証明書
- カ) その他市が必要と認める書類

## 申込期限

- 対象労働者が1年雇用された日から起算し、1年以内



【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～就職が困難な求職者の雇用を考える事業者を応援します～

# 飛騨市トライアル雇用奨励金制度

## 目的

就職が困難な求職者の常用雇用を促進するため、ハローワークのトライアル雇用助成金に上乗せして奨励金を交付します。

## 対象者条件

市税等の滞納がない市内に事業所を有する事業主であって、以下のいずれかに該当している者をトライアル雇用で採用すること。ただし、外国籍の者はこの限りではない。

- ・ 紹介日時点で学校卒業後3年以内であり、卒業後、安定した職業に就いていない市内に住所を有する者
- ・ 紹介日時点の前日時点で離職している期間が1年を超えている市内に住所を有する者
- ・ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている市内に住所を有するもの

## 助成内容

支給されたトライアル雇用助成金と同額の奨励金を交付します。

## 申込み方法

トライアル雇用助成金の支給後60日以内に下記書類を提出してください。

- ・ 飛騨市トライアル雇用奨励金交付申請書
- ・ 対象労働者の住民票
- ・ 対象労働者であることが証明できる書類
- ・ トライアル雇用助成金の支給を受けたことが証明できる書類
- ・ 完納証明書
- ・ その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～特別支援学校生の職場実習を対象に奨励金制度を創設しました～

# 飛騨市障がい者就業体験奨励金制度

## 目的

障がい者の雇用環境整備を図るため、就業体験を受け入れた事業所に奨励金を交付します。

## 対象者条件

### 対象となる事業所

- ・特別支援学校に在学している障がい者の就業体験を受け入れた市内事業所
- ・特別支援学校に在学している市内に住所を有する障がい者の就業体験を受入れた事業所  
(市内外問わず)

### 対象要件

上記の事業所であって、以下のいずれにも該当していること

- ・代表者及び事業主が三親等内親族でないこと
- ・公務以外の事業を行っていること
- ・就業体験は事業所の所定労働時間内に行い、8時間を超えないこと

## 助成内容

- ・就業体験者1人につき日額4,000円（年間最大20日間）

## 申込み方法

就業体験受入終了後6ヵ月以内に下記書類を提出してください。

- ・飛騨市障害者就業体験支援奨励金交付申請書
- ・申請内訳調書（事業所）
- ・申請内訳調書（学校）

【お問い合わせ先 飛騨市障がい福祉課】  
障がい福祉課 ☎ 0577-73-7483

～外国人技能実習生、労働者と雇用する事業者を応援します～

# 飛騨市外国人技能実習生等雇用通訳支援事業補助制度

## 目的

外国人技能実習生、労働者を雇用する事業所の業務効率改善目的とします。

## 対象者条件

### 対象となる方

- (1) 市内に事業所を有する個人または法人で、実習生等を市内事業所で雇用していること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。

## 助成内容

- ・通訳派遣を受ける際に必要な経費の1/2以内 1,000円未満切り捨て。
- ・助成額は1日あたり1万円を限度とし、1年度に24日分まで申請することができる。

## 申込み方法

申請書に下記の書類を揃え、商工課窓口、又は各振興事務所へ提出ください。

- (1) 実習生等に関する書類
  - ア 身分が証明できる書類
  - イ 法務省若しくは厚生労働省の許可を得た監理団体から派遣されたことが証明できる書類又は外国人技能実習機構に認定された技能実習計画書の写し（実習生の場合）
- (2) 通訳派遣に必要となる経費の見積書
- (3) 完納証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～外国人材の雇用を支援します～

# 飛騨市外国人技能実習生等面接旅費等補助制度

## 目的

市内の事業者が外国人材を雇用する際の費用負担を軽減することを目的とします。

## 対象者条件

### 対象となる方

- (1) 実習生等を市内事業所で雇用する個人又は法人。
- (2) 市税等を滞納していないこと。

## 助成内容

- ・外国人材の採用面接を目的とした渡航費用の1/3以内 1,000円未満切り。
- ・1回の申請につき5万円を限度とし、  
同一の採用予定者の面接に対し1回まで申請することができる。

## 申込み方法

申請書に下記の書類を揃え、商工課窓口、又は各振興事務所へ提出ください。

- (1) 渡航経費の見積書
- (2) 完納証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～外国人技能実習生、労働者と雇用する事業者を応援します～

# 飛騨市外国人技能実習生等の 空き家等社宅化支援補助制度

## 目的

飛騨市で働く外国人の住まいの確保と市内の空き家増加の問題解消を目的とします。

## 対象者条件

### 対象となる方

- (1) 市内に事業所を有する個人または法人で、外国人を市内事業所で雇用していること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。

## 助成内容

- ・ 賃貸する空き家等賃貸料の2/3以内（月額3万円を上限とする。）。
- ・ 交付を決定した月の分を含め、実際に賃借した通算36月分を限度とする。

## 申込み方法

申請書に下記の書類を揃え、商工課窓口、又は各振興事務所へ提出ください。

- (1) 実習生等に関する書類
  - ア 身分が証明できる書類
  - イ 法務省若しくは厚生労働省の許可を得た監理団体から派遣されたことが証明できる書類又は外国人技能実習機構に認定された技能実習計画書の写し（実習生の場合）
- (2) 賃貸借契約書の写し（契約日、契約者、家賃及び家賃支払時期が分かるものに限る。）
- (3) 完納証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901



～外国人に就業地としての飛騨市の魅力を発信します～

# 飛騨市外国人技能実習生等就職奨励金制度

## 目的

外国人のネットワーク内で飛騨市の印象を良くし、就業地として選んでもらえるようにします。

## 対象者条件

市内の事業所で就労又は実習中の外国人で市税等を滞納していないこと。

## 助成内容

年額1万円の奨励金を最大3年間交付します。

## 申込み方法

申請書に下記の書類を揃え、商工課窓口、又は各振興事務所へ提出ください。

(1) 実習生等に関する書類

ア 住民票

イ 法務省若しくは厚生労働省の許可を得た監理団体から派遣されたことが証明できる書類又は外国人技能実習機構に認定された技能実習計画書の写し（実習生の場合）

ウ 健康保険証の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

※印鑑をお持ちでない方は自書でも申請できます。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～市内企業の雇用の確保と地域の活性化を図ります～

# 飛騨市就職奨励金制度

## 目的

市内企業の雇用の確保を図るため、市内における就職者に奨励金を交付します。

## 対象者条件・交付金額

飛騨市民であり、市内の公務を除く事業所に就職し、引き続き同一事業所に常用労働者として1年以上雇用された下記のいずれかに該当する方で、引き続き本市に住所を有する意思のある方へ奨励金を交付します。



(交付は1人につき1回限りで、両方に該当しても7万円が上限となります)

区 分	資 格	奨励金の額
学卒等就職者	中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業又は中退後、3年以内に飛騨市内に就職された方。	7万円
Uターン就職者	本市に転入した日又は市内に就職した日のいずれか早い日から1年経過しておらず、就職時の年齢が満45歳以下であること。	5万円

## 申込み方法

就職奨励金交付申請書に次に掲げる必要な書類を添付し、商工課窓口、又は各振興事務所へ提出ください。

必要書類	申込期限
<ul style="list-style-type: none"><li>・住民票</li><li>・学卒者の卒業したことの証明できる書類（学卒等就職者のみ）</li><li>・1年以上雇用されていることの証明できる書類</li><li>・健康保険証の写し</li></ul>	交付対象者となった日から1年以内

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～地域課題解決について学んだ学生を正規職員として採用される事業者を応援します～

# 飛騨市地域活性化人材受入支援事業助成金

## 目的

地域課題解決について学んだ学生を正規職員として受け入れる事業者を支援することで、市の地域課題解決と地域活性化に主体的に取り組むことができる人材の確保と、高等教育機関による専門的知識を得た者の市内定住及び市内就業促進を目的とします。

## 対象者条件

### 対象となる事業所

- (1) 市内に本社、本店または主たる工場を置く事業所。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 対象となる学生を正規職員として新たに雇用していること。

### 雇用の対象となる学生

- (1) 指定大学の指定学科を卒業した者

指定大学名	指定学科名等
大正大学	地域創生学部地域創生学科、社会共生物学部公共政策学科
岐阜大学	地域科学部地域政策学科、地域科学部地域文化学科又はその他の学部で地域課題解決について学ぶ学生であることを大学が認めた者

## 助成内容

対象となる学生を正規職員として雇用した人数1名につき5万円を事業所へ助成します。

## 申込み方法

申請書に下記の書類を揃え、地域振興課窓口へ提出ください。

- (1) 雇用契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先 飛騨市地域振興課】

☎ 0577-62-8904

～中小企業の小規模な資金繰りの円滑化、迅速化を応援します～

# 飛騨市小口融資制度

## 目的

中小企業向けの当該融資制度は、保証料補給や緊急景気対策として利子補給の実施等により利用しやすい制度設計にて、事業の経営安定、資金繰りの円滑化を図ります。

## 対象者条件

利用者の方の業態や岐阜県信用保証協会の保証枠の利用状況により下記の2種類に分かれます。

対象制度名	飛騨市小規模企業融資	飛騨市小口融資
対象者	市内で1年以上同一事業を営む、従業員20人以下 (商業・サービス業を営む場合は5人以下、政令特例業種は20人以下)の会社及び個人	市内で1年以上同一事業を営む、従業員20人以下の会社及び個人
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
融資限度額	2,000万円 ただし、既存融資分の信用保証協会信用保証付き融資残高との合計で2,000万円以内	2,000万円 ただし、既存融資分の信用保証協会信用保証付き融資残高との合計で2,000万円以内
融資利率	0.80%	1.10%
償還期間	10年以内	
担保・保証人	担保不要 特殊な事情がある場合を除いて法人代表者以外の連帯保証人は不要	
その他	借換えにて利用の場合、原則当該融資の新規部分が旧債務の1/10以上あること	
取り扱い金融機関	十六銀行・富山第一銀行・高山信用金庫・飛騨信用組合・飛騨農業協同組合	

## 助成内容

利子補給	借入の日から3年以内に支払った利子を全額補給
保証料補給	支払った信用保証料の1/2以内を市が補給

※旧債務の借換え、繰り上げ償還以後の当該融資については補給額に制限がかかる場合があります。

※借り換えを行った際に保証料の返戻があった場合は、返戻額に係る補給金を返還する必要があります。

## 申込み方法

融資の申込みに関しては、取り扱い金融機関へ相談して下さい。必要な書類は岐阜県信用保証協会所定となっています。金融機関の融資審査、県信用保証協会での保証審査、市での審査があります。

保証料補給の申込みに関しては、当該融資実行後ご案内させていただきます。

利子補給の申込みに関しては、例年1月～2月頃ご案内させていただきます。(年度ごとに1月～12月の当該融資利子支払額をお支払します)

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～経営が悪化している中小企業の資金繰りを応援します～

# 飛騨市中小企業経営安定資金融資制度

## 目的

経済環境の変化により、経営を圧迫されている個人、法人の経営安定を目的としています。諸経費支払など、事業に必要な資金の融資を行います。

## 対象者条件

融資対象者	次の条件を満たすことが必要です。 <ul style="list-style-type: none"><li>個人 市内に住み、住民登録をしている方</li><li>法人 本社が市内に登録してある事業所</li><li>市内で1年以上継続して事業を営む方</li><li>市税を完納している方</li><li>岐阜県信用保証協会の次のいずれかの保証の承諾を受けることができる方（普通保証・無担保保証・経営安定関連特別保証・経営力強化保証）</li><li>下記のいずれかに該当する方<ol style="list-style-type: none"><li>最近3ヵ月間の売上が前年同期比で5%以上減少</li><li>直近の単年度決算で欠損が生じている</li><li>セーフティネット認定（2号～8号）を受けている</li></ol></li></ul>
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	3,000万円
融資利率	年 1.3%
償還期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 （いずれも据置期間1年以内）
連帯保証人	個人 原則不要 会社等 原則代表者のみ
担保	取扱い金融機関の基準により設定
保証料	信用保証協会所定の保証料が必要となります。
取扱い金融機関	十六銀行・富山第一銀行・高山信用金庫・飛騨信用組合・飛騨農業協同組合

## 助成内容

利子補給	融資実行日から3年間、支払った利子の1/2に相当する金額を補給
------	---------------------------------

※旧債務の借換え、繰り上げ償還以後の当該融資については補給額に制限がかかる場合があります。

## 申込み方法

融資の申込みに関しては、取り扱い金融機関へ相談して下さい。金融機関の融資審査、県信用保証協会での保証審査、市での審査があります。

利子補給の申込みに関しては、例年1月～2月頃ご案内させていただきます。（年度ごとに1月～12月の当該融資利子支払額をお支払します）

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～小規模事業者の経営改善のための資金融資です～

# マル経融資に対する利子補給制度

## 目的

商工会議所、商工会の経営指導の中で経営改善が求められ、当該融資を実施する小規模事業者に対し、利子補給により、さらなる資金繰りの円滑化を図ります。

## 対象者条件

対象制度名	小規模事業者経営改善資金融資制度（通称：マル経融資）
対象者	(株)日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金を受けた小規模事業者 ※市内で農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業以外の業種の事業を1年以上営む、従業員20人以下（商業・サービス業を営む場合は5人以下）の会社及び個人 ※市税を完納している中小企業者 ※融資にあたり市内商工会議所・商工会の会員で経営指導を受けていることが必要
融資概要	貸付限度額 2,000万円 返済期間 運転資金7年以内（据置期間1年） 設備資金10年以内（据置期間2年） 年利率 (株)日本政策金融公庫が定める利率

## 助成内容

利子補給	支払利子のうち年利1%相当を最長3年間補給
------	-----------------------

## 申込み方法

融資の申込みに関しては、市内商工会議所、商工会へ相談して下さい。必要な書類は日本政策金融公庫所定となっています。

### 【融資お問い合わせ先】

神岡商工会議所 ☎0578-82-1130  
古川町商工会 ☎0577-73-2624  
北飛騨商工会 ☎0577-65-2246

利子補給の申込みに関しては、例年12月～2月頃ご案内させていただきます。（年度ごとに1月～12月の当該融資利子支払額をお支払します）

### 【利子補給お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～市内の施設の拡張、雇用の確保を推進している事業者を応援します～

# 岐阜県経営合理化資金等利子補給制度

「経営合理化資金」「雇用支援資金」「新型コロナ経営改善資金」  
「事業承継支援資金」「新エネルギー等支援資金」「SDGs 推進資金」

## 目的

市内の施設、設備の設置及び工場の新設、拡張を行い事業活動の合理化及び効率化等を図る事業者又は市内事業所の雇用の確保を推進している事業者が金融機関より借り入れた必要な事業資金の支払利子に対し、利子補給を実施することにより、その事業者及び地域の活性化を図ることを目的とします。

## 対象者条件

利子補給対象者	次の条件を満たすことが必要です。 (1) 市内に住所を有する個人又は市内に本社、事業所を有する法人又は組合 (2) 市税等を滞納していない者 (3) 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）に基づいて行われる経営合理化資金等に係る資金融資の実行を受けた者。ただし、雇用支援資金の利用においては市内事業所の雇用について要綱の内容を満たす者。
---------	---

## 助成内容

利子補給の内容	融資実行日から3年間、支払った利子の $\frac{1}{2}$ に相当する金額の補給を受けることができます。 ※補助決定時に市税等を完納している方に限ります。
---------	---

旧債務の借換え分については利子補給の対象となりません。

## 申込み方法

融資の申込みに関しては、取り扱い金融機関へ相談して下さい。金融機関の融資審査、必要により県信用保証協会での保証審査があります。

利子補給申請方法 必要書類	利子補給の申込みは申請書に必要事項を記載し、下記の添付書類とともに年度ごとに申請してください。（利子補給 2 年目以降より、例年 1 月～2 月頃ご案内させて頂きます。） (1) 経営合理化資金等の利用を示す書類（信用保証書写し等） (2) 借入金額及び利息の返済計画を示す書類 (3) 雇用支援資金の利用の場合は別途指定様式あり。それ以外の場合は事業の内容、事業計画、資金使途等を示す書類の写し (4) 個人の場合は住民票、法人又は組合の場合は登記事項証明書の写し
------------------	---

【県制度についてのお問い合わせ先】  
岐阜県 商業・金融課（資金融資係）  
☎ 058-272-8389

【利子補給お問い合わせ先】  
飛騨市役所 商工課  
☎ 0577-62-8901

～市内での新規開業の方の経営を応援します～

# 飛騨市創業支援資金利子補給制度

## 目的

市内新規開業者が開業を行うため金融機関より借り入れる事業資金の支払い利子に対し、その一部を補給することにより、新規開業の促進及び経営の安定を図ることを目的とします。

## 対象者条件

対象融資名	・ 岐阜県制度融資の創業支援資金融資
対象者	・ 上記の新規開業に係る資金融資を受けた新規開業者（開業してから1年以内のものも含む）で、市税を完納している市民または市内法人

## 助成内容

支援の内容	対象者融資に対する支払い利子のうち年利 <b>2%</b> 相当を最長 <b>3</b> 年間補給 ※補給対象融資限度額 <b>2,000</b> 万円 ※飛騨市における他の利子補給等の補助制度との併用は不可
-------	--

## 申込み方法

融資の申込みに関しては、下記へご相談下さい。

融資のお問い合わせ先	・ 岐阜県制度融資 市内金融機関
------------	------------------

利子補給に関しては、取扱金融機関を通して実施します。

利子補給 2 年目以降より、例年 1 月～2 月頃ご案内させていただきます。（年度ごとに 1 月～12 月の当該融資利子支払額をお支払します）

【利子補給お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901



～取引先企業の連鎖倒産を防止する共済金貸付け制度への加入促進を図ります～

# 経営セーフティ共済の加入促進制度

## 目的

倒産防止共済制度の加入促進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とします。

## 対象者条件

対象制度名	中小企業倒産防止共済（通称：経営セーフティ共済）	
制度概要	取引先企業が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、この回収困難額と積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額（貸付限度額8,000万円）の貸付けを受けられます。 ・毎月の掛金 5,000円から200,000円の範囲内（総額800万円まで積み立て可能） ・税法上の特典 毎年の掛金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入	
対象者	市内で農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業以外の業種の事業を1年以上継続して行い、市税を完納している中小企業者	
共済金の貸付け条件	担保・保証人	必要なし
	年利	無利子、ただし貸付を受けた共済金の10分の1に相当する額を掛金から控除
	償還期間	貸付額に応じて5年～7年（うち据置期間6カ月）の毎月均等償還
	一時貸付金制度	臨時に事業資金を必要とする場合は、解約手当金の範囲内で貸付

## 助成内容

助成金額	新たに倒産防止共済契約を締結し納付した初月1ヶ月分の掛金（限度額20万円）を助成
------	--

## 申込み方法

共済掛金の申込みに関しては、最寄りの商工会議所、商工会、取り扱い金融機関へご相談下さい。必要な書類は中小機構所定となっています。

助成金の申込みに関しては、倒産防止共済契約締結後1箇月以内に商工課へ直接お問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～勤労者の方の住まいと生活安定に資する融資をご用意しております～

## 勤労者向け融資制度

### 目的

市内に居住する勤労者に対し、住宅資金及び生活安定資金を融資することにより、住生活の改善向上と定着の促進、または生活の安定を図り住民福祉の向上に寄与することを目的とします。

### 対象者条件

下記の2種類の資金を用意しております。

対象制度名	飛騨市勤労者生活安定資金	飛騨市勤労者住宅資金融資
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則市内に1年以上在住している20歳以上の方で、同一事業所に1年以上継続勤務し、引き続き勤務する方</li> <li>前年税込収入が150万円以上400万円以下で自営業者でない方</li> <li>税を完納している方で保証機関の保証が受けられる方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に居住又は居住しようとする20歳以上の方で、同一事業所に1年以上継続勤務し、引き続き勤務する方</li> <li>前年税込収入が150万円以上400万円以下で自営業者でない方</li> <li>税を完納している方で保証機関の保証が受けられる方</li> </ul>
資金用途	教育資金、医療・介護資金、出産・育児資金、自動車関連資金	市内に自ら居住するための住宅の新築、購入、増改築及び住宅を建築するための土地購入に係る資金
融資限度額	200万円 (出産育児費用は100万円以内、ただし2人以上の育児期間中の子どもがいる場合は200万円)	2,000万円(有担保) 500万円(無担保)
償還期間	教育資金 15年以内 医療・介護資金 10年以内 出産・育児資金 5年以内 自動車関連資金 10年以内	35年以内(有担保) 20年以内(無担保)
返済方法	元利均等月賦返済 (ボーナス併用可・繰上げ返済可)	元利均等月賦返済 (ボーナス併用可・繰上げ返済可)
担保	担保は原則として不要	担保は取扱金融機関の定めによる
取り扱い金融機関	東海労働金庫高山支店 TEL0120-608626(フリーダイヤル)	

### 助成内容

対象制度名	飛騨市勤労者生活安定資金	飛騨市勤労者住宅資金融資
融資利率	東海ろうきんの店頭表示金利より 年0.3%引き下げ (会員組合員の場合は会員組合員の金利を適用)	東海ろうきんの店頭表示金利より 年0.1%引き下げ (他の引き下げ項目との合計で最大0.65%引下げ)
保証料	信用保証料は取扱金融機関が全額負担	

### 申込み方法

融資の申込みに関しては、取り扱い金融機関へ相談して下さい。

【お問い合わせ先】

東海労働金庫高山支店 TEL0120-608626(フリーダイヤル)

# 飛騨市ビジネスサポートセンター

## 目的

飛騨市では、市内事業者の経営改善、販路拡大、人材確保・育成、創業等あらゆる経営問題の解決に向けて、経営全般に係る相談窓口を開設することで、事業者に寄り添った伴走型支援を実施しています。

## 概要

開設日 毎月4回（隔週で2日連続） 月毎の開設日はお問い合わせください  
利用時間 10:00～12:00 13:00～17:00  
場 所 古川町商工会 研修室（古川町総合会館内）  
予約受付 古川町商工会 0577-73-2624  
相談料 無料

## その他

- ・飛騨市内、どの地域の方でも無料で相談していただけます。
- ・最初は手ぶらで来るくらいの気軽な気持ちでもOKです。
- ・月1～2回、経営に関する各種セミナーも開催します。



【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

## 飛騨市企業紹介サイト

# 企業ステーション Hida

### 目的

飛騨市では、子どもたちの進学率が高まるとともに都市部への流出が続き、将来を担う若い力が不足しています。そこで、市内各企業の情報を一元化し、具体的かつ速やかに情報を発信することで各企業への理解を深め、地元就職に結びつくことを目的に、企業紹介サイト「企業ステーションHida」を立ち上げました。登録事業所は随時募集中です。

### 閲覧方法

- ・飛騨市公式HPから

飛騨市公式HP>「企業ステーションHida」バナーをクリック

- ・検索サイトで「飛騨市 企業ステーション」で検索
- ・検索サイトに右記URLを入力  <http://www.city-hida.jp/kigyo/>
- ・スマートフォンからは、右記のQRコードを読み取りアクセスできます。

▼QRコード▼



### 登録方法

市が指定する様式(エクセル)に、各事業所のデータを入力していただき、掲載する写真データと合わせて、指定するアドレス(syokou@city.hida.lg.jp)まで送信してください

### その他

- ・登録及び維持管理費等、事業者の費用負担は一切ありません。
- ・毎年更新時期を定め、新しい情報を掲載していきます。



【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

～求人情報を飛騨市HPへ掲載し、メール配信を行います～

## 求人情報の発信

### 目的

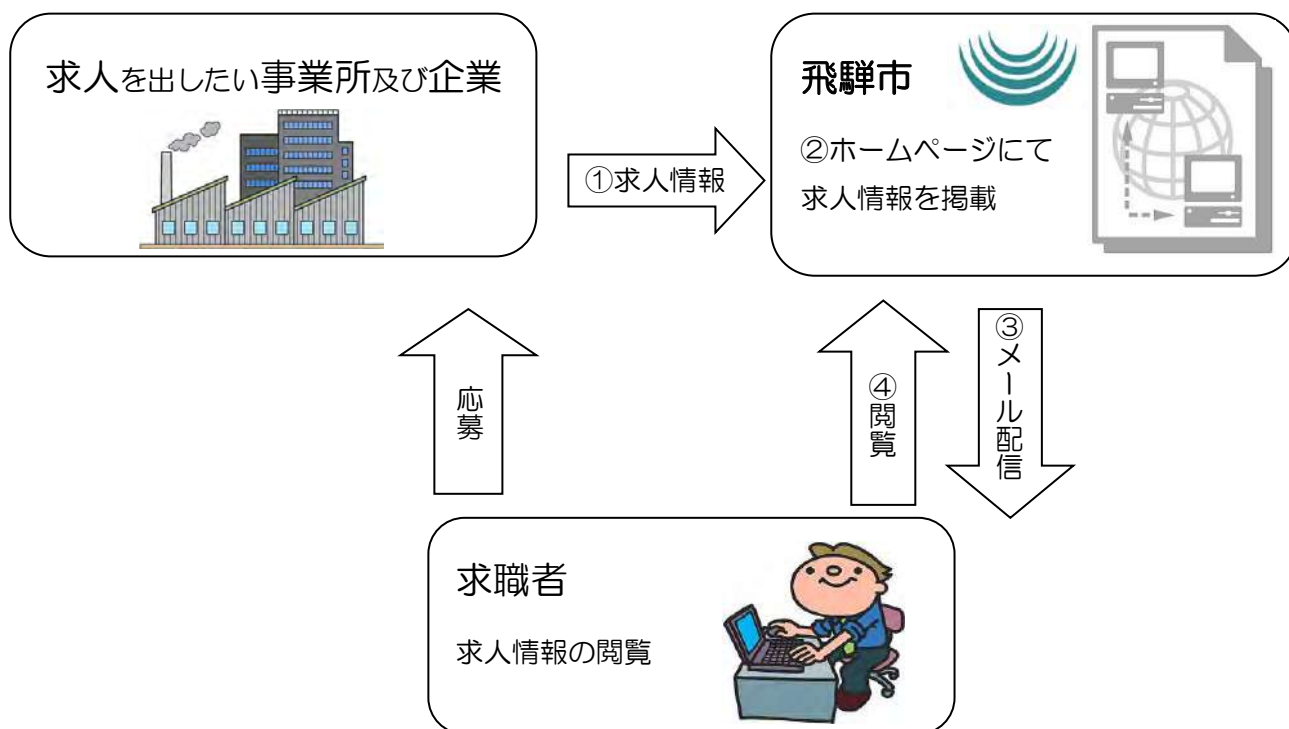
求職者と求人を出したい企業及び事業所とのマッチングのために、飛騨市ホームページ上にて求人情報を掲載し、メール配信登録者へ情報を発信します。

### 掲載について

市が指定するシート（次のページ）に求人情報を記入し、商工課までファックスを送信してください。掲載費用は無料です。その後、市にてホームページへ掲載し、メール登録者へ情報を発信します。

掲載場所…飛騨市ホームページ上の「求人情報」コーナー  
メール登録者…「ほっと知るメールひだ」に登録されている就職情報希望者

### 情報発信イメージ



【お問い合わせ先 飛騨市商工課】

☎ 0577-62-8901

FAX 0577-73-6866

## 【求人情報掲載依頼シート】

就業形態	
職種	
求人数	
募集期間	
資格年齢	
賃金	
就業時間	
休日	
求人者名	
所在地／就業場所	
問合せ先	
その他	

## 記載例

就業形態	<b>パート社員</b>
職種	<b>商品小分け包装 作業員</b>
求人数	<b>2名</b>
募集期間	<b>～2020年4月1日(水)(書類審査後、採用試験)</b>
資格年齢	<b>経験不問・年齢不問</b>
賃金	<b>時間給 900円</b>
就業時間	<b>9:00～17:00</b>
休日	<b>土日祝／その他</b>
求人者名	<b>(株)〇× 古川工場</b>
所在地／就業場所	<b>飛騨市古川町***** (就業場所) 飛騨市古川町@@@@@</b>
問合せ先	<b>(株)〇× 古川工場 採用担当 TEL 0577-73-△△△△</b>
その他	